

宇治市監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 3 0 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

- 1 監査の結果を公表した日
令和 8 年 6 月 1 7 日（宇治市監査委員公表第 7 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業観光部 農林茶業課

監査期間 令和8年1月5日～令和8年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。今後は適正な事務の執行を徹底します。

監査対象 産業観光部 文化スポーツ課

監査期間 令和8年1月5日～令和8年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。